

# ① はじめに

## みなさんは、「子どもの権利」と聞いて何を思い浮かべますか？

1989(平成元)年国連で採択され、1994(平成6)年に日本が批准をした、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」からみていきます。

子どもの権利を包括的に明示したこの条約は前文と本文54条からなり、さまざまな権利を具体的に定めています。

### 子どもの権利 4つの原則

#### 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される

#### 生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが保障される

#### 子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える

#### 子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する

### 子どもの権利条約について詳しく知りたい場合…



外務省  
子どもの権利条約全文  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>



ユニセフ 子ども  
権利条約についてのサイト  
<https://www.unicef.or.jp/crc/>



ユニセフ 子どもの  
権利を考えよう  
「子ども向け学習サイト」  
<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/>

1994(平成6)年、日本は批准した際に現行法で「子どもの権利は守られている」という考え方だったため、国際基準に沿った国内法の整備を行っていませんでした。しかし、批准してから30年経過し、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

少子化により子どもの数が減少しているにも関わらず、児童虐待件数の増加、いじめの認知件数の増加、小・中学校の不登校児童生徒数は10年連続で増加、自死数も400人を超えている状況です。

このような状況からも分かるように、こどもを取り巻く環境は深刻さを増しており、「子どもの権利4つの原則」に照らしてみると、子どもの権利が守られているとは言えない現状です。このような中、子どもの権利保障のため、子どもの利益を最優先に考えた取り組みや政策を国の中心に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」が設立されました。

本パネルでは、「こども基本法」の内容や「こども家庭庁」の役割などについて解説していきます。